

令和2年12月亀山市議会定例会提出議案

条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第78号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	1
議案第79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第84号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	8

件 名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
-----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国的一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和2年10月7日の人事院勧告における給与勧告及び同月28日の人事院報告の主な事項は、次のとおりです。

(1) 期末手当の支給月数の引下げ

(2) 公務員給与と民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

2 改正内容

《第1条による改正》

期末手当の支給割合の改定 <第44条関係>

一般職の職員の令和2年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.3月	<u>1.3月</u>	2.6月
改正後の支給月数	1.3月	<u>1.25月</u>	2.55月

《第2条による改正》

期末手当の支給割合の改定 <第44条関係>

一般職の職員の令和3年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き下げ、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和2年度)	1.3月	1.25月	2.55月
改正後の支給月数 (令和3年度以後)	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	2.55月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日から施行します。

(参考)

一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R2期末手当 勤勉手当	1.3月 0.95月	1.25月(1.3月) 0.95月	2.55月(2.6月) 1.9月
合計	2.25月	2.2月(2.25月)	4.45月(4.5月)
R3期末手当 勤勉手当	1.275月(1.3月) 0.95月	1.275月(1.3月) 0.95月	2.55月(2.6月) 1.9月
合計	2.225月(2.25月)	2.225月(2.25月)	4.45月(4.5月)

※（ ）内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件 名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
-----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国的一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

特定任期付職員の令和2年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.7月	1.7月	3.4月
改正後の支給月数	1.7月	1.65月	3.35月

《第2条による改正》

特定任期付職員の令和3年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き下げ、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

<第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和2年度)	1.7月	1.65月	3.35月
改正後の支給月数 (令和3年度から)	1.675月	1.675月	3.35月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日から施行します。

件 名	亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
-----	-------------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、令和3年1月1日から延滞税における特例基準割合が延滞税特例基準割合に改められることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

税外収入金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条から第228条までの規定に基づき徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入をいいます。）に係る延滞金の割合の特例における「特例基準割合」については、改正前の租税特別措置法における特例基準割合と同様に定義していることから、租税特別措置法の一部改正に合わせて、これを「延滞金特例基準割合」に改め、改正後の租税特別措置法における延滞税特例基準割合と同様に定義することとします。 <附則第4項関係>

※ 特例基準割合とは、市中金利との均衡を保つために設けられた特例の税率割合で、租税特別措置法に基づき財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合をいいます。令和2年は0.6%+1%となり、納期限後1か月以内の期間については、この割合に1%を加算した2.6%が、納期限後1か月を超える期間については、この割合に7.3%を加算した8.9%が、延滞金の割合となります。

※ なお、今回の改正により、当該特例における延滞金の割合について、改正前においては貸付約定平均金利（日本銀行が公表する前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出し、改正後においては平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出することになりますが、実質的な延滞金の割合に変更はありません。

3 その他

- (1) 施行日は、令和3年1月1日とします。
- (2) この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件 名	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
-----	----------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、令和3年1月1日から延滞税における特例基準割合が延滞税特例基準割合に改められることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条の規定に基づき徴収する保険料をいいます。）に係る延滞金の割合の特例における「特例基準割合」については、改正前の租税特別措置法における特例基準割合と同様に定義していることから、租税特別措置法の一部改正に合わせて、これを「延滞金特例基準割合」に改め、改正後の租税特別措置法における延滞税特例基準割合と同様に定義することとします。

<附則第2条関係>

※ 特例基準割合とは、市中金利との均衡を保つために設けられた特例の税率割合で、租税特別措置法に基づき財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合をいいます。令和2年は0.6%+1%となり、納期限後3か月以内の期間については、この割合に1%を加算した2.6%が、納期限後3か月を超える期間については、この割合に7.3%を加算した8.9%が、延滞金の割合となります。

※ なお、今回の改正により、当該特例における延滞金の割合について、改正前においては貸付約定平均金利（日本銀行が公表する前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出し、改正後においては平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出することになりますが、実質的な延滞金の割合に変更はありません。

3 その他

(1) 施行日は、令和3年1月1日とします。

(2) この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件 名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道課
-----	---------------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、令和3年1月1日から延滞税における特例基準割合が延滞税特例基準割合に改められることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

公共下水道事業受益者負担金等（公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金をいいます。）に係る延滞金の割合の特例における「特例基準割合」については、改正前の租税特別措置法における特例基準割合と同様に定義していることから、租税特別措置法の一部改正に合わせて、これを「延滞金特例基準割合」に改め、改正後の租税特別措置法における延滞税特例基準割合と同様に定義することとします。

<附則第5項関係>

※ 特例基準割合とは、市中金利との均衡を保つために設けられた特例の税率割合で、租税特別措置法に基づき財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合をいいます。令和2年は0.6%+1%となり、納期限後1か月以内の期間については、この割合に1%を加算した2.6%が、納期限後1か月を超える期間については、この割合に7.25%を加算した8.85%が、延滞金の割合となります。

※ なお、今回の改正により、当該特例における延滞金の割合について、改正前においては貸付約定平均金利（日本銀行が公表する前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出し、改正後においては平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の月平均値）から算出することになりますが、実質的な延滞金の割合に変更はありません。

3 その他

(1) 施行日は、令和3年1月1日とします。

(2) この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件 名	亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 上 水 道 課
-----	------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市の水道事業における現在の給水人口及び1日最大給水量については、平成28年3月に水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に基づき知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しています。

現在、菅内町地内に計画中である事業用地の造成に伴い、給水区域を拡張する必要があることから、同法に基づく変更の届出をしました。その届出に当たり、事業計画における給水人口及び1日最大給水量の見直しを行ったことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

給水人口及び1日最大給水量を変更します。 <別表関係>

	給水人口	1日最大給水量
改正前	49,700人	30,900立方メートル
改正後	49,500人	31,500立方メートル

3 その他

施行日は、公布の日とします。

<参考> 改正後の給水人口及び1日最大給水量の算出根拠

(1) 給水人口

過去の実績人口の傾向を基に分析する時系列傾向分析から計画目標年次（令和12年度）の給水人口を推計した結果、49,500人となります。

(2) 1日最大給水量

給水区域が拡張となる事業用地への増加給水量と過去の実績給水量を基に将来予測をすると、計画目標年次（令和12年度）の1日最大給水量は、31,500立方メートルとなります。

件 名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課
-----	---------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「省令」といいます。）の一部が改正され、令和3年4月1日から急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。

※ 急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワット（省令の改正後は、全出力200キロワット）を超えるものを除く。）をいいます。

2 改正内容

急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、改正された省令で定める基準に従い、次のとおり改めます。

(1) 本条例の対象となる急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに改めます。また、これに伴い新たに必要とされる基準を整備します。 <第17条の2関係>

<新たに定める基準>

- ア 急速充電設備を屋外に設ける場合の基準
- イ 急速充電設備の操作に伴うコネクターの不時の落下を防止する措置
- ウ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いる急速充電設備に講じる措置
- エ 複数の電源用ケーブルを有し、複数の電気自動車等を同時に充電する機能を有する急速充電設備に講じる措置
- オ 蓄電池を内蔵している急速充電設備に講じる措置のうち、温度又は制御機能の異常を自動的に検知し、急速充電設備を自動的に停止させる措置

(2) 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備を設置しようとする者が、あらかじめ消防長に届け出なければならない設備に、急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を加えます。 <第12条の2及び第64条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、令和3年4月1日とします。
- (2) この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。